

**確認表（令和9年度社会福祉施設等の整備にかかる補助事業関係）**

**※書類提出前に必ず確認し、提出書類に添付してください。**

**施設の整備（予定地）に関して、下記に該当（予定含む）があれば口にチェックを入れ、詳細をご記入ください。**

- ☐ 建設用地の確保が確実である（地目が農地等の場合には、農地転用が確実であること）
- ☐ 施設所在地（予定地）は、自己所有（予定）地である  
今から購入する場合（購入資金： 自己資金 ・ 借入金 ・ 寄付金 ）
- ☐ 施設所在地（予定地）は、借地である  
（借入期間： 年 月～、 年間）  
（契約期間更新の予定： 有 ・ 無 ）  
（土地所有者： 自治体 ・ 個人 ）  
（借地料：年額 円）
- ☐ 施設所在地（予定地）に、抵当権の設定がある  
（抵当権の除外予定： 有 ・ 無 ）
- ☐ 施設所在地（予定地）における周辺地域関係者等との調整（説明会等）が済んでいる  
（調整時期、調整相手： ）  
（内容 ）  
（同意書： 有 ・ 無 ）

**既存施設（創設の場合は除く）に関して、下記に該当（予定含む）があれば口にチェックを入れたあと、詳細をご記入ください。**

- ☐ 既存施設は、賃貸物件である  
（借入期間： 年 月～、 年間 / 事業所閉所まで）  
（契約期間更新の予定： 有 ・ 無 ）  
（建物所有者： 自治体 ・ 個人 ）  
（借地料：年額 円）

**下記について、事業計画内容を確認し、口にチェックを入れてください。**

- ☐ 単年度事業（実質の工期が9月～翌年3月中旬頃の間）である
- ☐ サービス提供に関して、長期的計画を定めている【計画書を別途添付してください】
- ☐ 施設に対する具体的なニーズ（待機者数など）を把握している
- ☐ 障害者が地域社会と日常的に交流することができるよう、事業（施設）の立地条件等で配慮している
- ☐ 共同生活援助事業所については、住宅地又は住宅地と同程度に利用者の家族や地域住民との交流が確保される地域にあり、さらに創設の場合にあっては共同生活住居の定員が4人以上10人以下のものである
- ☐ 協議施設（補助対象部分）が民間補助金の申請と重複していない

- ☐ 就労・訓練事業等整備、発達障害者支援センター整備については、本体工事と一体的に整備するものである

### 施設の整備を行う場合に必要な関係機関への協議・確認の状況

※必ず市への確認又は協議が必要になります。

(1) 障害福祉の市担当課への確認

( 未 ・ 済 ) (確認先課名と担当者： )

(2) 都市計画法に基づく開発許可制度に係る手続き

( 要 ・ 不要 ) (確認先と担当者： )

必要な手続き ( )

(3) 文化財保護法に基づく手続き(調査)

( 要 ・ 不要 ) (確認先と担当者： )

必要な手続き ( )

(4) 建築基準法上の要件

( 適 ・ 不適 ) (確認先と担当者： )

要件に適合させるために手続きが必要な場合は、その手続きの状況をご記入ください。

( )

(5) 消防法上の要件

( 適 ・ 不適 ) (確認先と担当者： 消防署 )

要件に適合させるために手続きが必要な場合は、その手続きの状況をご記入ください。

( )

(6) その他

施設整備予定地の状況により、別途手続きが必要となる場合があります。農地及び山林の場合は、次の各項目についても記入してください。

①農地の場合

農業振興地域の整備に関する法律に基づく農業振興地域制度に係る手続き

( 要 ・ 不要 )

手続きの状況 ( )

農地法に基づく農地転用許可に係る手続き

( 要 ・ 不要 )

手続きの状況 ( )

②山林の場合

森林法に基づく手続き

( 要 ・ 不要 )

手続きの状況 ( )

※上記以外にも、県や市条例に基づく手続きが必要な場合がありますので、もれなく確認し、必要な手続きを記入するとともに、工程表に記載するようお願いします。